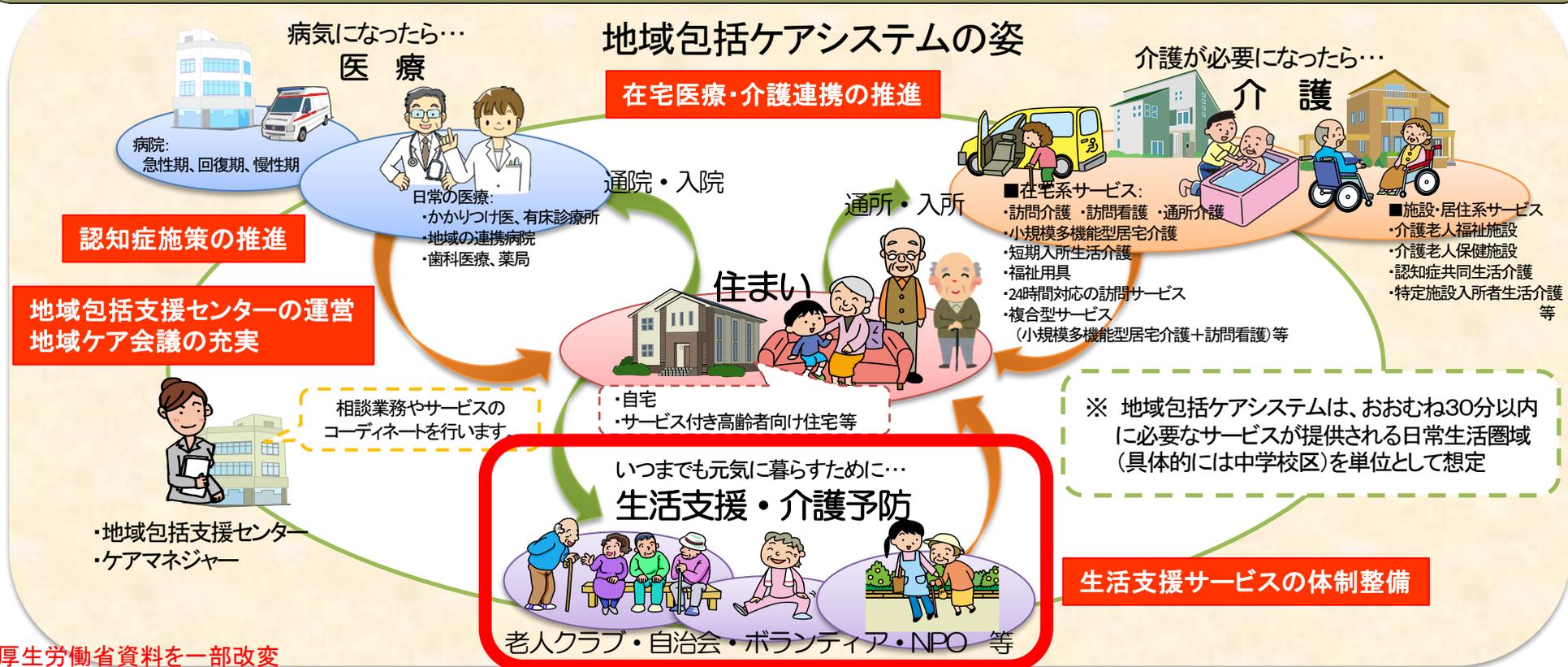


地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様

事業に移行

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

充実

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス(配食等)
 - ・ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- **一般介護予防事業の推進**

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
- **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

※厚生労働省資料を一部改変

生活支援体制整備事業の全区展開について

- 高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中で、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする方も増加しており、行政サービスのみならず、民間企業、NPO、ボランティア、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが必要
- このため、地域資源の把握・ネットワーク化や地域資源・サービスの開発等のコーディネート機能を担う「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な事業主体が参画する「協議体」を設置することにより、情報共有と連携強化を進めながら、生活支援・介護予防サービスの充実を進める
- 同時に、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するような社会参加を進め、生きがいや介護予防につなげる取組みも必要

生活支援コーディネーターの配置

① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

・高齢者のニーズや地域資源の把握、多様な事業主体による支援体制づくり など

協議体の運営

② 地域資源・サービスの開発

・地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成 など

③ 活動の場の発掘・開発

・ニーズに応じたサービス提供できる場の確保、元気な高齢者が担い手として活動する場の確保 など

④ サービス実施情報等の周知

・サービス実施情報リストの作成、町会等のチラシへの掲載 など

連携

協力

協議体の設置・運営

※多様な事業主体が参画

区役所

民間企業

社会福祉法人

NPO

地域包括支援センター

ボランティア団体

協同組合等

平成27年度 3区(港区・鶴見区・住之江区)でモデル実施
平成28年度 5区(此花区、東成区、生野区、東住吉区、平野区)を追加し、計8区で先行実施

平成29年10月より、全区で事業実施

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援



事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築